

論文の内容の要旨

論文題目 異質性社会における表現の自由—デュルケム社会学を手がかりに

氏名 齊藤 愛

これまで、英米法系の国々において、現代人権論は、功利主義対個人権論という形で展開されてきた。そして、個人権論陣営の中においても、リベラリズムと共同体論とが激しく対立してきた。では、現代の人権国家は、今後いかなる道を選択していくべきなのだろうか。本論文は、Durkheim の社会学的な視点を取り入れることによって、これらの問題に対する解答を模索しつつ、表現の自由を考察しようとする試みであった。

まず、Durkheim の議論から、権利およびその基底にある道徳が発生論的に社会的功利によつては説明し得ないのみならず、異質化が進行した現代社会においては「個の尊重」のみが社会の構成員の精神的連帯を可能にする道徳的基盤となり得るのであり、功利主義ではそうした役目を果たし得ないということが示された。

また、Durkheim の議論は、個人権論の中でも、リベラリズムと Sandel のような共同体論とのいずれを採用すべきであるのかという問題に関しても手がかりを示すものであった。彼の議論によれば、社会が拡大・発展していくにつれて、社会における同質性は徐々に薄れてき、ついには、社会の構成員の同質性は「人間一般」にしか求めることができなくなる。それとともに、国家レベルの道徳は、異質な要素の共存を可能にするような唯一の原理すなわち「個の尊重」という道徳へと必然的に移行していく。このことから、現代の人権国家が今後選択していくべき立場は、Sandel のような共同体論ではなく、リベラリズムであるということが示されるのである。また、Durkheim によれば、社会の集合意識・道徳は、個人に先行し、否応なしに個人の中に負荷として入り込んでくる。こうした彼の議論から明らかになるのは、現代の国家のような同質性の失われた社会における道徳は「個の尊重」を命じるようなものとなるはずであり、したがって、今後諸個人が社会によって負わされていく負荷があるとすれば、それは「個の尊重」という道徳を表現するような負荷以外にはありえないということである。そして、今後そのような傾向がますます強まっていくと考えられる以上、現代の人権国家が選択すべき道は、やはり、リベラリズム以外に

ありえないということになる。さらに、こうした Durkheim の議論は「個の尊重」という道徳が、あくまで一時代の一社会が生み出したものにすぎないということに気づかせてくれる。すなわち、Durkheim の議論は、リベラリズムの終焉なきリベラル化に歯止めをかける役割をも果たすのである。

では、リベラリズムを選択した上で、われわれはいかなる表現の自由論を構築していくべきであろうか。従来のアメリカにおける表現の自由論は、道具的正当化根拠にのみ基礎を置く議論と構成的正当化根拠にも依拠する議論との2つに大別することができるが、道具的正当化根拠のみに基づいて表現の自由論を構築することは不可能であるというのが従来の通説的見解であった。このことは、Durkheim の議論に照らしてみるとなおいっそう明らかになる。なぜなら、Durkheim によれば、人権を基礎づける道徳が発生論的に社会的功利とはまったく関係の無いところに存在することも十分ありえるし、また、異質化が進行した現代社会においては、社会の構成員の精神的連帯を可能にする道徳は「個の尊重」のみであり、功利主義ではそうした役割を果たすことができないので、表現の自由権を「個の尊重」それ自体目的として捉えるのではなく、もっぱら社会的功利を最大化するための手段として功利主義的に捉えるような考え方は成功し得ないからである。

では、表現の自由に関する構成的正当化根拠としていかなる議論を採用すべきであろうか、そしてそこからいかなる表現の自由論が導き出されるのであろうか。この点、Durkheim の議論に照らしてみれば、現在提唱されている有力な表現の自由原理論の中では、Dworkin の議論がもっとも妥当なものであると考えられる。

前述のように、現代のアメリカや日本のような国家はリベラリズムという道を選択し、様々な異質な要素の共存を確保すべくルールを構築していくべきであると考えられるが、では、いかなる異質な要素に着目して社会の共存を目指していくべきなのか。この問題に対して、Durkheim は、個人の思想・価値観・人生観における異質性という答えを提示している。すなわち、彼は、社会が拡大し異質性が増大していくにつれて、社会に必然的に生じてくる「個の尊重」という道徳は「個人の思想・価値観・人生観の尊重」という道徳に他ならないと考えているのであり、したがって、現代国家が模索していかなければならないのは、異質な思想・価値観・人生観の共存を可能にするようなルールであるということになる。このような Durkheim の議論に鑑みれば、以下のような Dworkin の表現の自由に関する3ルールが十分説得力を持つということが明らかになる。

- ①「ある表現が受け手に望ましくない信条を抱かせる」という受け手の不利益を根拠に、その表現を規制することはできない。
- ②「ある表現、もしくはその根底にある思想が価値のないものである」ということを根拠に、送り手の表現活動を抑圧することはできない。
- ③すべての人は、「自分の思想・価値観を表現し、外的環境に働きかける機会を得る権利」としての表現の自由権を有する。

ただし、これらは「強い意味での権利」である。

そして、本論文では、この3ルールから、さらに、以下のような具体的な表現の自由論を導き出した。まず、「表現の自由権」における「表現」とは本来的には、「表現者の思想・見解を表明するような表現」を示す。なぜなら、Durkheimの議論にしたがえば、現代国家が今後模索し続けていかなければならないのは異質な思想・信条・価値観の共存を可能にするルールであるからである。したがって、「表現の自由権」における「表現」とは、本来的には、「表現者の思想・見解を表明するような表現」、言い換えれば、表現者の何らかの人生観・世界観・思想・価値観など表現者のアイデンティティーにかかわる内心的部分を表明するような表現を指すということになる。また、逆に、そうである限り、すべての表現が「表現の自由権」における本来的な意味での「表現」に含まれるのであって、それはいわゆる政治的表現には限られないと解すべきである。そして、以上のような表現者の思想・価値観を含む表現に関して、権利として保障されているのは、Dworkinも論じているように、「自分の思想・価値観を表現し、外的環境に働きかける機会を十分に得る権利」である。この本来の意味における「表現の自由権」は、社会的利益とは関係なく保障されるいわば *side constraint* である。したがって、この権利は他の基本権と衝突するような例外的な場合でない限り、他の社会的利益の存在を理由に縮減されてはならない。

一方、それ以外の表現、すなわち、表現者の思想・価値観の表明とは言いがたいような表現は、「表現の自由権」における本来の意味での「表現」とは言えない。しかし、だからといって、それらに「表現の自由権」の保障がまったく及ばなくなるわけではない。なぜなら、①このような表現に対する自由は、「個の尊重」という道徳の中核部分に対応するわけではないが、周辺部分に対応するものであると考えられるからである。また、②たとえ、その表現が表現者の思想・価値観を表明するようなものでなかったとしても、その表現にはさまざまな価値—芸術的・文学的・科学的価値あるいは娯乐的価値などが備わっている場合もしばしばあるし、さらに、③「表現の自由権」における本来的な「表現」を確実に保障するためには、いわば *breathing space* を確保しておく必要があるからである。したがって、このような表現に対しても一応の憲法上の保障が与えられるが、これらの表現は、異質性社会における共存という観点から考えれば、それに自由を保障するということは決して必要不可欠なものであるとまでは言うことができないので、こうした表現に対する自由はもはや *side constraint* とは認められないのである。

そして、これらに加えて、Dworkinの第1ルール・第2ルールから、すべての表現について、①「ある表現が受け手に望ましくない信条を抱かせる」という受け手の不利益を根拠に規制をしたり、②「ある表現もしくはその根底にある思想が価値のないものである」ということを根拠に送り手の表現活動を抑圧したりすることが一切許されないという原則（しかもこれは「強い意味の権利」である）が付加されることになる。